

浜松歯科衛生士専門学校学則

第1章 総 則

(設置目的)

第1条 この専門学校は、教育基本法に則り、学校教育法に従い、歯科衛生士法に規定する歯科衛生士として必要な知識と技能を修得させ、有能な歯科衛生士を養成することを目的とする。

(名称)

第2条 この学校は、浜松歯科衛生士専門学校（以下「学校」という。）と称する。

(位置)

第3条 この学校は、浜松市中央区鳴江二丁目11番2号に置く。

(設置者)

第4条 この学校は、一般社団法人浜松市歯科医師会が設置経営する。

(修業年限等)

第5条 この学校の課程名、学科名、修業年限、学生定員、学級数及び学生総数は次のとおりとする。

課程名	学 科 名	修業年限	入学定員	1 学年学級数	学生総定員
専門課程	歯科衛生士科	昼3年	44名	1	132名

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第7条 学年は、次の期に区分する。

- (1) 前 期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後 期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日
- (4) 春期休業 3月下旬から4月上旬まで
- (5) 夏期休業 7月下旬から8月下旬まで
- (6) 冬期休業 12月下旬から翌年1月上旬まで

2 校長は、必要に応じ休業期間を変更し、また臨時に休業日を定めることができる。

第3章 教育課程

(学科課程及び授業時間数)

第9条 学科課程及び授業時間数は、次のとおりとする。

分野	教育内容	履修科目名	単位	各学年時間数		
				1年	2年	3年
基礎分野	科学的思考の基盤	生物学	1	16		
		化学	1	16		
	人間と生活	国語表現	1	16		
		心理学	2	30		
		生命倫理・医療倫理	1	16		
		話法・接遇	1	16		
		歯科英語	2	30		
ケア・コミュニケーション	2		30			
基礎分野合計			11	140	30	0
専門基礎分野	人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能	解剖学	1	16		
		組織・発生学	1	16		
		生理学	2	30		
		栄養学	2	30		
	歯・口腔の構造と機能	生化学	1	16		
		口腔解剖学	1	16		
		歯牙解剖	2	30		
		口腔生理学	1	16		
	疾病の成り立ち及び回復過程の促進	病理学	1	16		
		口腔病理学	1	16		
		薬理学	1	16		
		歯科薬理学	1	16		
		微生物学	1	16		
	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	口腔微生物学	1	16		
		予防歯科学	2	30		
		衛生・公衆衛生学	1	16		
地域歯科保健学		1		16		
専門基礎分野合計	衛生行政・社会福祉	2		30		
	保健情報・統計学	1		16		
	24	312	62	0		
専門分野	歯科衛生士概論	歯科衛生士概論	2	30		
	臨床歯科医学	臨床歯科総論	1	16		
		保存修復学	2	30		
		歯内療法学	2	30		
		歯周病学	2	30		
		歯科補綴学	2		30	
		口腔外科学	2		30	
		小児歯科学	2		30	
		歯科矯正学	2		30	
		高齢者歯科	1		16	
		障害者歯科	1		16	
		摂食嚥下リハビリテーション	1			20
	最新歯科医療	1			16	
	歯科予防処置論	歯科予防処置論 1	3	120		
		歯科予防処置論 2	2		80	
		歯科予防処置論 3	1			40
		医療安全	1		16	
		齲蝕予防法	1		16	
	歯科保健指導論	歯科保健指導論 1	2	80		
		歯科保健指導論 2	3		120	
	歯科診療補助論	栄養指導	2		30	
		歯科診療補助論 1	3	120		
		歯科診療補助論 2	2		80	
歯科器械の取り扱い		1		16		
歯科放射線学		1		16		
受付事務		1		16		
医学一般・臨床検査		1		16		
臨地実習（臨床実習含む。）	臨床・臨地実習 1	1	45			
	臨床・臨地実習 2	8		360		
	臨床・臨地実習 3	11			495	
専門分野合計			65	501	918	571
選択必修分野	教養	一般教養	1	16		
	研究	課題研究	2			60
	総合学習	総合学習	14			210
選択必修分野合計			17	16	0	270
総計			117	969	1010	841

※講義:15時間・16時間1単位、演習:30時間1単位、実習:40時間1単位、臨床実習:45時間1単位

第4章 教育課程の修了及び卒業の認定

(学業成績)

第10条 学業成績は、学科試験及び実習並びに平素の成績により判定する。

(試験)

第11条 学科試験は、定期試験及び臨時試験の区分により、校長が定める科目について行う。

- 2 定期試験は、学期末試験及び卒業試験とする。
- 3 臨時試験は、校長が必要と認めたときに行う。

(受験資格)

第12条 前条の受験資格を得るためには、その科目の授業時間数の3分の2以上出席しなければならない。

(補習)

第13条 各科目にかかる出席時間数が、歯科衛生士学校養成所指定規則に定める時間数に満たない者については、必要な補習を行ったうえでなければ受験することができない。

(合格点)

第14条 学科試験の成績は、6割以上を得た者を合格とする。

(再試験)

第15条 試験の成績が合格点に達しない者は、再試験を受けることができる。

- 2 再試験を受ける者は、再試験願に再試験料を添えて提出し、校長の許可を受けなければならない。
- 3 再試験料は3,000円とし、期日は別に定める。

(追試験)

第16条 試験に欠席した理由がやむを得ないと認められる者は、追試験を受けることができる。

- 2 追試験を受ける者は、追試験願に追試験料を添えて提出し、校長の許可を受けなければならない。
- 3 追試験料は3,000円とし、期日は別に定める。

(進級、卒業)

第17条 進級及び卒業の認定は、学業成績、出席状況について評定のうえ教務委員会の議を経て校長が行う。

(卒業証書)

第18条 校長は、所定の教育課程を修了したと認める者に卒業証書を授与する。

(称号の授与)

- 2 校長は、所定の教育課程を修了した者には、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

第5章 入学、休学、退学及び転入学等

(入学時期)

第19条 入学及び進級の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第20条 この学校に入学する資格のある者は、学校教育法第90条第1項に該当する者とする。

2 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた18歳に達した者とする。

(入学志願手続)

第21条 本校に入学しようとする者は、本校の募集要項に定める必要書類を作成し入学検定料を添えて、定められた期日内に校長に提出しなければならない。

(入学試験及び合格)

第22条 入学試験は、必要に応じ学科試験・人物考査等を行う。その期日・場所その他の必要事項はその都度公示し、総合成績で選考し教務委員会の議を経る。

(入学手続)

第23条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定期日までに保証人1名の誓約書に必要な学費を添えて、校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の手続きを完了した者（以下「学生」という。）に対し、入学を許可する。

3 卒業見込で受験した者で入学を希望する者は、指定期日までに卒業証明書を提出しなければならない。

4 前項の手続きを怠り、または入学期日に許可なく出席しない場合は、入学許可を取り消すことがある。

(異動の届出)

第24条 本人及び保証人の身分上に異動、または住所変更等のあった場合は直ちに異動届を校長に提出しなければならない。

(欠席)

第25条 学生が欠席する場合は、欠席届を校長に提出しなければならない。なお、必要に応じ、傷病の場合は医師の診断書を添付するものとする。

(休学)

第26条 学生が休学する場合は、休学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。なお、必要に応じ、傷病の場合は医師の診断書を添付するものとする。

2 休学期間は一年以内とする。

3 休学期間中は授業料の半額を納入しなければならない。

(復学)

第27条 復学を希望する者は、復学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。なお、必要に応じ、傷病による休学の場合は医師の診断書を添付するものとする。

2 前項の場合は休学時の学年に編入する。

(転入学)

第 28 条 厚生労働大臣（又は文部科学大臣）の指定した他の歯科衛生士養成所の学生が所属長の承諾書を添えて転入を志願したときは、欠員がある場合に選考の上これを許可することができる。

2 転入学の時期は、学年または学期の始めとする。

(在学期間)

第 29 条 この学校の在学期間は、修業年限の 2 倍の年数を超えることはできない。

(退学)

第 30 条 学生が退学する場合は、退学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第 6 章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料、入学金及び授業料等)

第 31 条 入学検定料、入学金及び授業料等は次のとおりとする。

入学検定料…………… 20,000 円

入学金及び授業料等

入学金…………… 200,000 円

授業料(年額)…………… 500,000 円

実習費(年額)…………… 130,000 円

施設維持費(年額)……… 155,000 円

計 985,000 円

(納入期日)

第 32 条 入学検定料、入学金は校長が指定した期日までに、授業料、実習費、施設維持費は各学年の 4 月及び 10 月の 2 期に分けて納付しなければならない。

(免除、減免及び延納)

第 33 条 校長は入学金、授業料及び実習費、施設維持費の納入について、やむを得ない事情があると認めたときはその免除、減免または延納を許可することができる。

2 学費の延納を希望する者は、学費延納願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(不還付)

第 34 条 すでに納入した入学検定料、入学金及び在學生に係る授業料、実習費、施設維持費は原則としてこれを返還しない。

第7章 職員の組織

(職員組織)

第35条 この学校に、校長、副校長、教務主任、専任教員、非常勤講師、指導教員(助手)、専任事務職員その他必要な職員を置くことができる。

第8章 委員会

(教務委員会)

第36条 この学校に教務委員会を置く。

2 教務委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第37条 この学校を適正に管理運営するために、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する必要な事項は、別に定める。

第9章 賞罰

(表彰)

第38条 校長は、学業、品行共に優秀で他の模範となる学生を表彰することができる。

(懲戒)

第39条 校長は、学則その他の規程に違反し、または学生の本分に反する行為があったときは、教務委員会の議を経てその学生を懲戒することができる。

2 懲戒は訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する場合に限る。

- (1) 素行不良で改しゅんの見込みがないと認められる者。
- (2) 傷病または成績不良で卒業の見込みがない者。
- (3) 正当の理由がなくて引き続き1ヶ月以上欠席した者。
- (4) 正当の理由がなくて出席が常でない者。
- (5) 本校に納付すべき授業料等を許可なく滞納した者。

第10章 健康管理

(健康診断)

第40条 学生は、学校保健安全法(平成20年法律第73号)第13条に準じ健康診断を受けなければならない。

第11条 雑則

(委任)

第41条 この学則に定めるもののほか、この学校の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 本学則は、厚生大臣の指定を受けた日（昭和 57 年 12 月 25 日）から施行する。
- 2 本学則は、厚生大臣の変更承認を受けた日（昭和 61 年 12 月 23 日）に改正し、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 本学則は、昭和 62 年 4 月 15 日に改正し、昭和 63 年 1 月 5 日から施行する。
- 4 本学則は、平成 4 年 8 月 19 日に改正し、平成 5 年 10 月 8 日から施行する。
ただし、平成 4 年度入学生については、改正後の第 31 条の規定にかかわらず、授業料及び実習費は従来どおりとする。
- 5 本学則は、平成 6 年 11 月 16 日に改正し、平成 6 年 11 月 17 日から施行する。
- 6 本学則は、平成 7 年 2 月 16 日に改正し、平成 7 年 2 月 17 日から施行する。
- 7 本学則は、平成 11 年 5 月 20 日に改正し、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。
- 8 本学則は、平成 17 年 11 月 17 日に改正し、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。
- 9 本学則は、平成 19 年 4 月 19 日に改正し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、平成 19 年度以前の入学生については、改正後の第 31 条の規定にかかわらず、授業料及び実習費は従来どおりとする。
- 10 本学則は、平成 20 年 9 月 30 日に改正し、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 本学則は、平成 21 年 8 月 20 日に改正し、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 12 本学則は、平成 22 年 1 月 28 日に改正し、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、平成 22 年度以前の入学生については、改正後の第 31 条の規定にかかわらず、従来どおりとする。
- 13 本学則は、平成 22 年 7 月 15 日に改正し、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 14 本学則は、平成 23 年 12 月 17 日に改正し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 15 本学則は、平成 24 年 7 月 19 日に改正し、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、平成 24 年度以前の入学生については、第 9 条にかかる教育課程は、従前どおりとする。
- 16 本学則は、平成 25 年 4 月 18 日に改正し、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。
- 17 本学則は、平成 26 年 10 月 16 日に改正し、平成 26 年 10 月 16 日から施行する。
- 18 本学則は、平成 27 年 2 月 19 日に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 19 本学則は、平成 30 年 10 月 18 日に改正し、平成 30 年 10 月 18 日から施行する。
- 20 本学則は、令和 4 年 4 月 1 日に改正し、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 21 本学則は、令和 4 年 10 月 20 日に改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 22 本学則は、令和 6 年 1 月 18 日に改正し、令和 6 年 1 月 18 日から施行する。
- 23 本学則は、令和 6 年 10 月 17 日に改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、令和 4 年度以前の入学生については、改正後の第 31 条の規定にかかわらず、授業料及び実習費は従来どおりとする。
- 24 本学則は、令和 8 年 4 月 1 日に改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。